

# 業 務 委 託 仕 様 書

## (目 的)

第1条 この仕様書は、釧路市動物園警備業務委託を受託する場合における受託者の業務について、その業務要領を定めることを目的とする。

## (業務委託の履行)

第2条 受託者は、釧路市動物園及びタンチョウ保護増殖センターの機能を十分達成できるよう契約書、本業務委託仕様書、その他関係書類に基づき、委託者の指示に従って能率的、経済的に受託業務を履行するよう努めなければならない。

## (業務委託の内容)

第3条 業務委託の内容は本業務委託仕様書及び別紙、警備業務内容書、釧路市動物園警備員指示書のとおりとする。

## (業務責任者の選任)

第4条 受託者は、受託業務の履行に関し従業員のうちから十分な経験を有する業務責任者を選任し、委託者に届け出なければならない。

## (業務責任者の職務)

第5条 業務責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 契約書、仕様書等の内容及び業務内容を把握し、従業員に対し業務分担並びに作業事項を的確に指示し、遅滞なく業務を遂行するための一切の事項を処理するとともに、現場の責任者として従業員の指導監督を行うこと。
- (2) 従業員の研修を行い業務内容の向上に努めるとともに、安全管理及び保健衛生管理に十分注意すること。
- (3) 委託者の指示のもと、警備業務全般及び施設の維持保全全般、並びに冬季の除雪業務について管理し対応すること。

## (従業員の勤務)

第6条 従業員の業務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

## (業務の報告)

第7条 受託者は、別に定める夜間警備業務日誌に必要事項を記載し、委託者に報告しなければならない。

## (諸官庁への届出)

第8条 受託者の業務履行上必要とする諸官庁等への手続きについては受託者が行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

## (施設、備品等の準備及び使用)

第9条 受託者は受託業務履行上最低限必要な消耗品、備品等を準備すること。また、委託者が保有するそれ以外の付帯設備、備品等の使用は無償とし、その使用に関しては委託者の指示に従い取り扱いに十分注意を払い管理しなければならない。

(従業員)の服装)

第10条 従業員、作業員の服装は同一のものとし、所定の位置にネームプレートを着用すること。

(緊急時の対応)

第11条 業務の履行中に突発的な事故等が発生した場合は、直ちにその処理にあたり、委託者に速やかに報告をし、以後の対応を仰ぐこと。

(その他)

第12条 その他必要な事項については、委託者と受託者で協議のうえ対応することとする。